

○大野市水に関する学習研究施設設置条例

令和元年12月19日

条例第31号

(設置)

第1条 水に関する学習研究の場として活用し地域の活性化を図るため、大野市水に関する学習研究施設（以下「学習研究施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 学習研究施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 越前おおの水のがっこう
- (2) 位置 大野市明倫町3番42号

(施設の種類)

第3条 学習研究施設の施設（以下「施設」という。）の種類は、別表第1のとおりとする。

(指定管理者による管理)

第4条 学習研究施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に学習研究施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 施設のうち駐車場の維持及び管理に関する業務（市長が定めるものを除く。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、施設のうち駐車場の運営に関して市長が必要と認める業務

(事業)

第5条 学習研究施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 水の学習に関する事業
- (2) 水の研究に関する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、水を通じた地域の活性化に関する事業

(職員)

第6条 学習研究施設に館長その他必要な職員を置く。

(利用の許可)

第7条 施設を占用して利用するものは、駐車場を除き、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、施設の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不許可)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 政治又は宗教活動を目的とした演説会、講習会又は集会と認められるとき。
- (4) 営利を目的とした事業、商業宣伝広告その他商業活動と認められるとき。
- (5) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められるとき、又は市長が適当でないとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等の制限)

第10条 利用者は、施設を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用に係る許可の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市長は、その責めを負わない。

(使用料等)

第12条 学習スペース及び研究室の利用は無料とする。

2 駐車場の使用料については別表第2のとおりとする。

3 駐車場の利用時間については24時間とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、施設の利用が終わったときは、速やかに当該施設を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第11条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(指定管理者による管理における適用)

第15条 第4条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第7条、第8条及び第10条から第13条の規定の適用については、第7条、第8条、第10条、第11条第1項、第12条第3項及び第13条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条第2項中「市長」とあるのは「市長及び指定管理者」と、第12条第2項中「駐車場の使用料については別表第2のとおりとする。」とあるのは「施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者があらかじめ当該利用料金について市長の承認を受け、別表2に定める額の範囲内で定めるものとする。この場合において、当該利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。」と、第13条中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(損害賠償の義務)

第16条 利用者は、施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その額を減額し、又はこれを免除することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 3 月 2 2 日から施行する。

附 則（令和 7 年条例第 1 3 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年条例第 7 9 号）

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

区分	施設内容
学習スペース（1 階）	和室（8 畳） 和室（10 畳）
研究室（2 階）	洋室（8 畳） 和室（8 畳）
駐車場	

別表第 2（第 1 2 条関係）

種別	区分	料金	備考
普通自動車 等	入庫から 30 分以内	無料	
	30 分超 2 時間以内	200 円	土曜日、日曜日及び国民の祝日
		100 円	平日
	2 時間超 / 1 時間ごと	100 円	
	24 時間ごとの上限額	500 円	24 時間を超える場合は 1 時間ごとに 100 円加算